

北海道網走海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
雄海区第1号	雄武漁業協同組合	紋別郡雄武町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から44度00分00秒 10、640メートルの点 点2 基点第2号から35度00分00秒 11、970メートルの点 点3 基点第2号から35度00分00秒 9、390メートルの点 点4 基点第1号から44度00分00秒 8、630メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雄武町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。
興海区第1号	沙留漁業協同組合	紋別郡興部町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から35度42分36.7秒 11、440メートルの点 点2 基点第2号から356度53分23.0秒 15、278メートルの点 点3 基点第2号から351度10分49.0秒 13、642メートルの点 点4 基点第2号から341度23分39.6秒 16、606メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	興部町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。
紋海区第1号	紋別漁業協同組合	紋別市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 岸壁 点1 基点第1号から34度53分06.2秒 12、384メートルの点 点2 基点第2号から19度02分09.0秒 12、711メートルの点 点3 基点第2号から11度48分29.0秒 8、902メートルの点 点4 基点第1号から34度59分19.5秒 8、167メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	紋別市	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。
サロマ海区第1号	サロマ湖養殖漁業協同組合	紋別郡湧別町、常呂郡佐呂間町及び北見市常呂町地先	サロマ湖の区域	第一種区画漁業	かき養殖業、ほたてがい養殖業、のり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登米床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	ほたてがい養殖業にあっては、設置する養殖施設は、15,000台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。)
能海区第1号	西網走漁業協同組合	網走市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 能取湖口西護岸南東端 点1 基点第1号から198度 22分 1、170メートルの点 点2 基点第1号から176度 40分 2、790メートルの点 点3 基点第1号から181度 52分 5、520メートルの点 点4 基点第1号から198度 59分 8、810メートルの点 点5 基点第1号から216度 19分 10、330メートルの点 点6 基点第1号から239度 07分 5、410メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	網走市能取、平和、卯原内、二見ヶ岡、能取港町及び美幌	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
網海区第1号	網走漁業協同組合	網走市及び斜里郡小清水町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 ニツ岩 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T6から95度57分52秒497.83メートルの点 点1 基点第1号から50度48分07.9秒 7.894メートルの点 点2 基点第2号から340度58分31.9秒 11.000メートルの点 点3 基点第2号から309度36分33.1秒 8.237メートルの点 点4 基点第2号から304度03分48.4秒 12.302メートルの点 点5 基点第1号から130度08分35.1秒 8.332メートルの点 点6 基点第1号から90度41分15.6秒 4.616メートルの点 点7 基点第1号から83度53分20.3秒 3.851メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	網走市及び小清水町字浜小清水	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。
斜海区第1号	斜里第一漁業協同組合	斜里郡斜里町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 北緯43度57分40.74秒 東経144度44分01.02秒 点2 北緯43度58分21.00秒 東経144度45分54.72秒 点3 北緯43度58分10.32秒 東経144度45分59.76秒 点4 北緯43度57分27.66秒 東経144度44分06.18秒		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	斜里郡斜里町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。